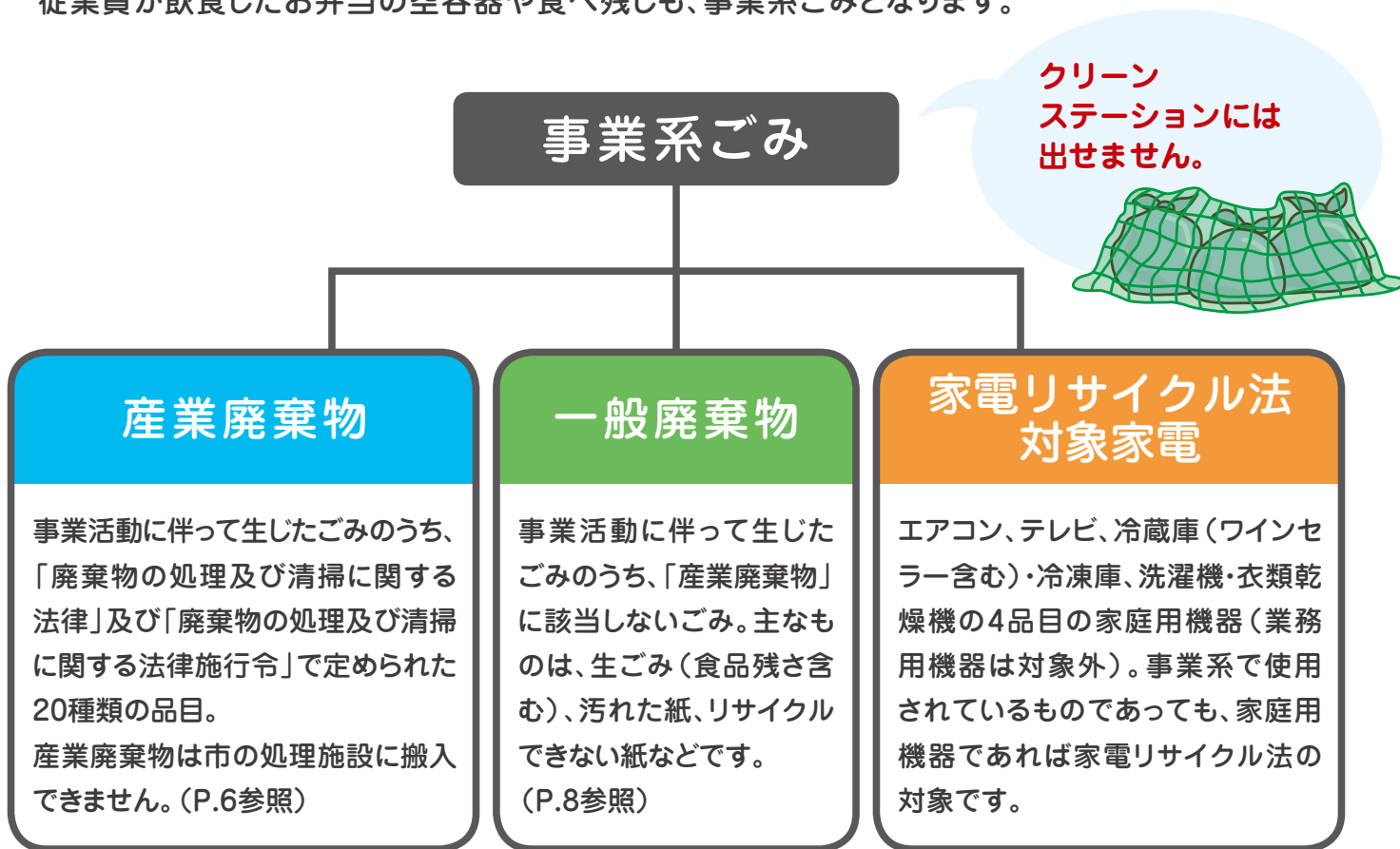


//// //// 事業活動に伴って発生するごみとは？ //// ////

「事業系ごみ」とは、「事業活動に伴って生じたごみ」のことです。

事業活動とは、法人、個人を問わない事業活動全般のことです。対象は店舗、会社、工場、事務所や学校、官公署、社会福祉施設などです。

従業員が飲食したお弁当の空容器や食べ残しも、事業系ごみとなります。



⚠ 事業系ごみの不法投棄はしないでください。

クリーンステーションに不法に排出されたごみについては、状況に応じて市職員が内容物調査を行い、特定できた場合、排出者を指導するなど対応しています。



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください



事業系ごみを家庭系ごみとして排出することはできません



事業系ごみは、事業者が責任を持って処理する義務があります。

住居と店舗が一体の場合も、量や質にかかわらず、事業系ごみを家庭系ごみとして地域のクリーンステーションに出すことはできません。

事業系ごみを家庭系ごみのクリーンステーションに出すことはできません。

不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条により、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

